

大阪市財政局長らの懲戒処分

写真は『新聞うずみ火』2月号に寄稿したレポート。昨年11月号寄稿のように、1300字でまとめた。原稿依頼が嬉しくて、私なりに集中して書いた。ここでは編集部にお送りした原稿を紹介したい。字数の関係で、ほんのすこしカットされて掲載されている。

大阪市は12月24日、財政局における「不祥事案」について、財政局長、財務部長、財務課長の3人を懲戒処分とした。処分内容は減給6月から3月、根拠法令は地方公務員法第29条第1項各号。各号とは法律や条例等、職務上の義務に違反、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合などだ。この処分に納得できないので、市人事室に出向いて疑問点を問いただした。

被処分者3人は信用失墜行為など、地方公務員法第29条第1項の各号に当てはまる。処分事由は次のとおり。複数の報道機関の求めに応じ、地方交付税制度における基準財政需要額について、大阪市人口を4等分した場合の理論上の数値(試算)を提供した。試算の情報提供自体は問題ないが、住民投票が差し迫った時期で慎重に判断すべきで、結果として市民に誤解と混乱を生じさせた。また、毎日新聞社から記事草稿の確認依頼があり、草稿を局内で共有していたが、その一部を公文書と認識しながら廃棄した。

人事室の高井俊一次長は24日の記者会見で「試算の数値は間違っていないし、説明を尽くした上で提供した。いわゆる捏造(ねつぞう)には当たらないし、情報提供すること自体は否定していない」と説明した(日本経済新聞12月25日)。人事室担当者に確認すると、記事に間違いはないと述べた。結局、財政局の試算は理論上の数値で、内容に問題はないが、情報提供の時期と「公文書」廃棄で処分に至ったことになる。捏造でもない情報を提供したことで、担当部局の職員が懲戒処分を受けるのは、どうしても納得できない。市役所元幹部は、こうした事案での懲戒処分は異例ではないかという。

財政局の試算が報道されたあと、松井一郎市長は「試算は捏造だ」と決めつけ、財政局を一方的に攻撃した。財政局長は当初「機械的な試算」などと釈明していたが、市長から恫喝され、試算を撤回する羽目に。住民投票直前に、市民に誤解と混乱をもたらしたのは、パワハラまがいの言動をした松井市長ではないのか。記事の草稿が「公文書」なのかも疑問だ。草稿の一部廃棄は、市会での維新議員の執拗な恫喝めいた質問攻めに背景があったのではないか。

人事室には処分は不当という声が多数寄せられた。一方、橋下徹市長時代につくられ



た「職員基本条例」により、処分を重くすべきという声も同程度

あったという。そもそも地方交付税の基準財政需要額の試算は、「大阪市廃止・特別区設置住民投票」に際し、市民にきちんと情報提供すべきものだ。法定協議会で自民委員が再三要求したが、維新委員は「ちゃぶ台返し」などと応じなかった。事務局の副首都推進局も情報提供に否定的で、それこそ職務上の責任が問われるべきだ。

財政局の処分問題は、市役所だけでなく、メディアにとっても重要な問題を投げかける。試算を大きく報じた毎日新聞に対して、国会でも維新議員が「誤報」と発言し、松井市長も誹謗中傷を繰り返した。大阪日日新聞 12 月 27 日の潮騒は「試算は捏造でも誤報でもないことが明らかになったが、自治体の幹部が報道機関に出した情報を首長が撤回させ、情報に基づく記事を誤報にできるのなら、首長の意に反する報道は成り立たなくなる」と鋭く指摘する。メディアのあり方も問われている。

(2021 年 1 月 26 日)